

原議保存期間10年
(令和16年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)

警察庁丁交企発第84号
令和5年4月24日
警察庁交通局交通企画課長

各管区警察局情報通信部長
警察大学校交通教養部長
警視庁総務部長

モデル処分基準の策定について(通知)

特定小型原動機付自転車運転者講習制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部の施行に伴い、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく処分基準のモデルについて、別添のとおり策定し、本年7月1日から処分基準のモデルとすることとしたので通知する。

処分基準

年 月 日作成

| |
|--|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第108条の3の5第1項 |
| 処 分 の 概 要：特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令 |
| 原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会） |
| 法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第1項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令） |
| 処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 交通事故により下半身不随となるなど、特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合・ 既に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者である場合であって、特定小型原動機付自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき・ 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が16歳未満であるとき |
| 問 い 合 わ せ 先： |
| 備 考： |